

城北交通



運輸安全マネジメントに関する取り組み

城北交通は「輸送の安全を最優先」を理念として、「安全・安心なバス」を目指してP D C Aサイクルを活用し輸送の安全性の向上に取組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する安全方針
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 事故に関する統計
4. 行政処分後の改善状況等
5. 安全管理規程
6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
10. 安全統括管理者に係る情報

1. 輸送の安全に関する安全方針

「輸送の安全を最優先」

- ・輸送の安全確保を最重要課題として取締役以下社員一丸となって取り組む。
- ・輸送の安全に関する法令・規則を遵守する。
- ・輸送の安全に関するP・D・C・Aサイクルを活用し安全性の向上を目指す。
- ・輸送の安全に関する情報を積極的に公開する。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

・輸送の安全に関する目標

人身・物損事故「ゼロ」

飲酒・酒気帯び運転「ゼロ」

車内乗務負傷事故「ゼロ」

・令和4年度輸送の安全に関する目標の達成状況

人身・物損事故「ゼロ」

目標達成しました。

※物損事故 1件

飲酒・酒気帯び運転「ゼロ」

目標達成しました。

車内乗務負傷事故「ゼロ」

目標達成しました。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

項目	件数
第2条 第1項（転覆・転落・火災・踏切）	0件
第2条 第2項（十台以上の衝突又は接触）	0件
第2条 第3項（死者・重傷者）	0件
第2条 第4項（十人以上の負傷者）	0件
第2条 第5項（飛散・漏洩）	0件
第2条 第6項（コンテナ落下）	0件
第2条 第7項（操縦装置・扉の不適切）	0件
第2条 第8項（酒気帯び・無免許運転）	0件
第2条 第9項（疾病による運行中止）	0件
第2条 第10項（救護義務違反）	0件
第2条 第11項（車両故障）	0件
第2条 第12項（車輪の脱落）	0件
第2条 第13項（3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止）	0件
第2条 第14項（高速道路事故 3時間通行止め）	0件
第2条 第15項（特別な報告）	0件

有責事故	他責事故	人身事故	車内人身事故	物損事故	重大事故	軽微事故
0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件

※車両物損事故・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

※フロントガラス飛び石・・・・・・・・・・・・ 1件

4. 行政処分後の改善状況等

令和5年度に行政処分はありませんでした。

5. 安全管理規程

有限会社城北交通 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 統括支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内支店長を統括し、指導監督を行う。
- 3 支店長は、統括支店長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支店内各課を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合は輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

◆輸送の安全のために講じた措置（令和5年度）

- ・ドラレコ映像で危険予測、法定速度等の遵守など安全運行に活用
- ・また危険予測DVDによる危険予測訓練を行いました。
- ・健康診断を受診しました。
- ・脳検診を受診しました。
- ・非常時の時の訓練を行いました。
- ・冬季前にチェーン装着の再教育を行いました
- ・無事故無違反で、1年間もっとも優秀な成績の者に対して表彰を行いました。

◆輸送の安全の為に講じようとする措置（令和6年度 予定）

- ・安全教育・安全設備の充実
　　ドラレコ・ヒヤリハット・危険予測のDVD等による教育。
- ・冬季前にチェーン装着の教育実施
- ・非常時の時の訓練の実施
- ・運転技能講習の実施
- ・健康診断の受診
- ・脳検診の受診
- ・優良ドライバーに対する表彰

7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

安全管理体制

指揮命令経路

報告連絡経路

代表取締役

野本勝幸

安全統括管理者

野本勝幸

整備管理者

野本勝幸

中川祥平

整備管理者

野本幸忠

野本勝幸(統括)

野本真里

野田中寛二

運転手

↓ ↑ ↓ ↑ ↓ ↓ ↑ ↓

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

令和5年度

安全年間計画

月	年間目標	教育内容	結果
4月	バスを運転する場合の心構え	・バス事業の公共性と重要性 ・バス事故の社会的影響 ・安全運行の心構え	○
5月	春の全国交通安全	・春の全国交通安全 ・異常気象時における対処方法	○
6月	バス運行の安全、乗客の安全を確保するため遵守すべき基本的事項	・バス運行の係る法令 ・義務を果たさない場合の影響の把握	○
7月	健康管理の重要性	・健康起因の事故と健康管理の必要性 ・健康管理のポイント	○
8月	乗車中の乗客の安全確保するため留意すべき事項	・「急」の付く運転はしない ・カーブ・追越しはしない ・安全な速度と十分な車間距離を保つ ・乗客の状況を確認する ・シートベルト着用の徹底を図る ・走行中の運転への集中	○
9月	乗客が乗降する時の安全を確保するため留意すべき事項	・乗降時の乗客の安全確保 ・高齢者・障害者などの乗降時安全の確保	○
10月	バスの構造上の特性	・バスの特性に合わせた運転 ・多様化する車両に合わせた運転	○
11月	運行路線・経路における道路および交通の状況	・運行路線・経路における道路、 交通情報の把握 ・情報に基づく安全運行のための留意点	○
12月	危険予測及び回避並びに緊急時における適切な対応方法	・危険予測運転の必要性 ・危険予測のポイント ・危険予知訓練 ・指差呼称及び安全呼称 ・緊急時における適切な対応	○
1月	運転者の運転適性に応じた安全運転 ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	・適性診断の必要性 ・適性診断結果の活用法 ・ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	○
2月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法	・交通事故の生理的・心理的要因 ・過労運転のための留意点 ・飲酒運転のための留意点	○
3月	非常用具、非常口、消火器の取り扱い 安全性の向上を図る為の装置を備えるバスの適切な運転方法	・非常用具の点検 ・非常時の訓練 ・運転支援装置に係る事故の事例 ・運転支援装置の性能及び留意点	○

※1月 ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転は初任運転者、事故発生等の状況に応じて随時指導をする

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき 講じた措置、及び講じようとする措置

内部監査（チェック） 監査員 影浦 隆明

令和5年12月30日実施

点呼記録簿重点的に確認し、見直す点があれば見直す。

10. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者

平成25年9月24日 野本勝幸を安全統括管理者に選任

安全統括管理者に選任した野本勝幸は事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務に5年以上従事の経験を有しています。

選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び旅客自動車運送規則47条の5に規定する要件を備えることを証する。